



市からの連絡帳

締切間近!

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請をお忘れなく!

- 申請期限 12月26日(金)(消印有効)
期限までに申請されなかった場合は、給付金を受け取れなくなりますのでご注意ください。
- 場 臨時給付金担当窓口(田無庁舎3階)
◆臨時給付金担当 田
(☎0570-666-635)



確認じゃ!

厚生労働省給付金キャラクター カフニンジャ

年金・福祉・暮らし

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の全額免除・一部免除の承認を受けた期間や、若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた場合と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

この場合、過去10年以内に承認された免除や猶予などは、追納をすることで老齢基礎年金額を増やすことができます。※一部免除は、納めるべき一部の保険料を納付している必要があります。

※追納は免除や猶予などを承認された期間のうち、より古い保険料から納める必要があります。

※国民年金保険料の免除や猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金保険料の追納には納付書が必要となります。追納の申し込みや制度に関することは、☎へお問い合わせください。

- ☎武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)
- ◆保険年金課 田
(☎042-460-9825)

ひとり親家庭等医療費助成制度

本制度は18歳に達した日に属する年度末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭および、ひとり親家庭に準ずる家庭に対し、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成するものです。

現況届を提出し、平成26年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、今月末に新医療証(平成27年1月1日～12月31日有効)を郵送します。現況届を未提出の方は至急ご提出ください。

- ◆子育て支援課 田
(☎042-460-9840)

図書館の特別整理休館

蔵書点検のため、下記の日程で順次休館します。該当館以外は開館しています。ご理解とご協力をお願いします。

館名	特別整理休館期間(平成27年)
芝久保・谷戸	1月19日(月)～26日(月)
柳沢	1月26日(月)～2月2日(月)
中央・新町分室	2月2日(月)～9日(月)
保谷駅前	2月12日(木)～18日(水)
ひばりが丘	2月19日(木)～25日(水)

- ◆中央図書館(☎042-465-0823)

スポーツ施設利用者登録の更新

平成22年3月31日までにスポーツ施設の利用者登録をした個人・団体は、5年の有効期限が切れるため登録の更新が必要です(すでに更新済みの場合を除く)。※対象の個人・団体は、平成27年1月1日(祝)以降に公共施設予約管理システムへログインした際、メニューの上に有効期限が表示されます。

□スポーツ施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・東町テニスコート・健康広場・市民公園グラウンド

□受付期間 平成27年1月4日(日)～31日(土)(1月6日(火)は休館)

□受付場所 スポーツセンター・総合体育館・きらっと

□提出書類

①個人登録(高校生以上のテニスコート利用者)…利用者登録届書・本人確認書類(本人による提示)

②団体登録(10人以上、テニスコートは4人以上で構成された団体)…利用者登録届書・団体登録名簿・代表者または担当者の本人確認書類(本人による提示)

※市内団体の構成員で市内在勤・在学の方は、在勤・在学が証明できるもの(写し可)の提示が必要です(市内在住者が過半数に満たない場合のみ)。

※登録届書などは、受付場所で配布。市HPからもダウンロード可

※利用者登録証を発行するため、受け付けに時間がかかる場合があります。

※1団体による複数登録や虚偽の申請はおやめください。

※有効期限に関わらず、登録内容に変更が生じた場合は、その都度受付場所へ届け出てください。

- ☎スポーツセンター
(☎042-425-0505)
- ◆スポーツ振興課 保
(☎042-438-4081)

募集

コンサートなどの会場係ボランティア

文化芸術活動を支えてくれる市民を募集します。今回は、保谷こもれびホールでの3公演の会場係ボランティアです。

当日は、ホールスタッフやプロのレセプションスタッフが一緒にいますので、初めての方も安心してご応募ください。

□公演内容

- ①平成26年度コーラスこもれび発表コ

ンサート コーラスでオペラアリアを歌おう!

時 平成27年1月24日(土)午後3時(2時30分開場)

②ミュージックパフォーマンスBATTLE
時 平成27年1月31日(土)午後3時(2時30分開場)

③オペラシアターこんにゃく座 オペラ「銀のロバ」

時 平成27年2月21日(土)午後4時(3時30分開場)

□活動内容

開場前準備・チケットもぎり・プログラム配布・開場案内・場内整理・終演後対応
※集合は、開場30分前を予定
※報酬は出ません。

□応募条件

①市内在住・在学・在勤の高校生以上で、3公演のいずれかに参加できる方

②3公演には参加できないが、会場係ボランティアに興味のある方

□募集人数 10人程度

申 平成27年1月9日(金)(必着)までに、はがき・Eメールで、件名「会場係ボランティア募集」・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、〒202-8555市役所文化振興課へ

- ◆文化振興課 保(☎042-438-4040)
- ✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

生ごみのリサイクル回収(モデル事業)参加者

□募集世帯 175世帯(申込順)

□回収期間 平成27年3月31日まで

□回収物 家庭の生ごみ

□回収方法 可燃ごみ収集日(週2回)の午前8時30分までに、透明・半透明の袋に入れた生ごみをふた付きの容器に入れて、自宅のごみの排出場所に出してください。

申 電話で下記へ

※集合住宅にお住まいの方は、電話で仮申し込みをし、管理者へごみ置き場に生ごみを出すことのできた後、再度ご連絡ください。

- ◆ごみ減量推進課
(☎042-438-4043)

固定資産税の減額

◆資産税課 田(☎042-460-9830)

住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、次の要件を全て満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

□減額される期間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□必要書類

- ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②固定資産税減額証明書
- ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、次の要件を全て満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)
- ③平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う
- ④平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額)
- ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

- ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し
- ③納税義務者の住民票の写し
- ④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し
(2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し
(3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し
(4)補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類
- ※1一定のバリアフリー改修工事とは
廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工

事を行い、次の要件を全て満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

- ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ②平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ(熱損失防止)改修工事(※2)を行う
- ③平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である
- ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

- ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④納税義務者の住民票の写し
- ※2一定の熱損失防止改修工事とは
窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事で、窓の改修を含めた工事であることが必須)